

預金取引経過開示と共同相続（1）

石 畝 剛 士

〈目次〉

1. はじめに
2. 最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁
3. 預金契約の法的性質と取引経過開示請求の発生根拠（以上、本号）
4. 取引経過開示と共同相続をめぐる2つのアプローチ
5. 本判決の理論構成をめぐる問題点
6. 本判決が残した他の課題
7. おわりに

1. はじめに

被相続人の死亡後、共同相続人の1人が被相続人の財産を事実上管理しているという局面は、さほど珍しい状況ではない。中でも、被相続人の財産に銀行預金が含まれていた場合、共同相続人の1人が預金通帳などを独占的に保管した上で、預金取引の内容につき、他の共同相続人に開示しないことが生じうる¹。他の共同相続人としては、預金を自己がいくら相続

1 本文に示した以外の局面として、事実上の通帳管理者が、他の共同相続人に対して預金通帳上の情報を開示したものの、最終記帳時から所定の期間が経過したため、通帳上は合算記帳されてしまい、誰がどのような預金取引を行ったのか、他の共同相続人に分からない状態も生じうる。この場合にも、

できるかについて知りたいとしても、この点の情報を得られない事態に陥ってしまう。また、自己の法定相続分に該当する額に関してのみならず、被相続人が生前になしていた預金取引の内容如何によっては特別受益などにも影響を及ぼし得るし、事実上の通帳管理者たる共同相続人が被相続人の預金を引き出していたとすれば不当利得などの問題も生ずるため、共同相続人にとって、被相続人が有していた預金の取引内容は、重大な関心事である。このことは、とりわけ事実上の通帳管理者たる共同相続人と他の共同相続人との関係が良好でない場合に生じるため、他の共同相続人は、事実上の通帳管理者が開示をしないことにつき、ますます不信感を高めるといえる状態にもなってしまう。

相続財産の内容・範囲が不明確であるのは何も預金の場合に限られることではないが、預金の場合には、事実上の通帳管理者以外にその取引経過を知っている主体が存する点に特徴がある。即ち、銀行などの金融機関は預金取引の内容・経緯など、問題となっている預金に関する情報を有しており、事実上の通帳管理者から開示を拒まれた他の共同相続人は、これら金融機関を相手に、預金取引経過の開示請求を求め行動に至る。このように金融機関をも巻き込んだ相続財産情報の獲得戦は、いわば相続争いの前哨戦としての意味を有するものであり、近時、非常に増加しているため²、

共同相続人（全員）が、後の遺産分割協議を円滑に進めるために、金融機関に対して、預金取引経過の開示を求めることになろう。しかし、共同相続人全員の同意があれば、金融機関は取引経過開示に応じており、その意味で、この場合に紛争に至ることは少ないであろう。

- 2 預金者の取引経過開示請求をめぐる本判決までの裁判例を時系列順に挙げると、以下のようになる。【1】東京地判平成14年8月30日金法1678号65頁、【2】東京高判平成14年12月4日金法1693号86頁（【1】判決の控訴審）、【3】東京地判平成15年8月29日金法1697号52頁、【4】大阪高判平成15年9月18日金法1693号86頁、【5】最決平成17年5月20日金法1751号43頁（【2】判決の上告審）、【6】東京地判平成18年11月17日民集63巻1号238頁（本件第一審）、【7】東京高判平成19年8月29日民集63巻1号241頁（本件原審）。なお、以下で判決を示すときは、判決番号のみで表す。従来の裁判例の整理に

銀行実務においてもその対処につき多大な関心が寄せられている。

こうした争いにつき、実務上は、金融機関は守秘義務・プライバシーの保護を根拠に、共同相続人全員の同意がある場合を除き、その開示に消極的であった。また、かかる事案において、金融機関の取引経過開示義務を否定した高裁判決に対し、最高裁が上告不受理決定を下したことも、その傾向を後押しするかに考えられてきた³。このような状況の中で登場したのが、最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁（以下、「本判決」という）である。本判決は、共同相続人の1人による取引経過開示請求が認められるか否かを、最高裁として正面から判断したものであり、金融実務上はもとより、理論的にも重要な判決として位置付けることができる。しかし、後述のように、本判決の理由付けは、理論的に複雑かつ重大な問題を内包しており、加えて、その問題は「預金取引経過開示の有無」という個別的なテーマにとどまらない影響力を有しているように思われる。

そこで本稿は、「預金取引経過開示と共同相続」というテーマにつき、主に本判決が示した準則の分析を第一の目的としつつ、それと同時に、本判決の理由付けが提起した理論的問題につき、その内容を確認した上で、その位相や意義を捉え、更には他の領域への波及可能性について検討することをも目的とする。

については、森永淑子「預金者の共同相続人の1人による預金取引経過開示請求について」福大法学論叢54巻4号（2009年）7頁以下が詳細である。

- 3 【5】決定。本判決の出現により、【5】決定は、先例的な価値をそもそも有していなかったとの理解が一般となった。即ち、同決定は上告受理申し立て不受理決定であり、同事案においては、民訴318条1項の受理要件を具備していないことを述べたにとどまると解している（本判決の無署名コメント〔金法1864号28頁以下〕、吉永一行「本件判批」法セミ657号〔2009年〕124頁、吉岡毅「本件判批」銀法700号〔2009年〕25頁、吉岡伸一「本件判批」銀法708号〔2009年〕36頁、渡辺達徳「本件判批」法教353号別冊〔判例セレクト2009〔1〕〕〔2010年〕20頁、石川里紗＝石塚重臣「本件判批」みんけん637号〔2010年〕21頁）。

2. 最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁

(1) 事実概要

X(原告・控訴人・被上告人)の父AはY信金(被告・被控訴人・上告人)祖師谷支店において普通預金口座1口・定期預金口座11口(以下、本件A預金口座という)を有し、母Bは同支店において普通預金口座1口・定期預金口座2口(以下、本件B預金口座という)を有していたところ、Aは平成17年11月9日に、Bは平成18年5月28日に、それぞれ死亡した。A・Bの共同相続人としては、Xの他にもいたようであるが(X以外の共同相続人を以下「Cら」という)、Xは共同相続人の1人として、Yに対し、本件A預金口座につきA死亡日前日と当日の取引経過の開示を、本件B預金口座につきA死亡時から平成18年2月15日までの取引経過の開示を求めた。しかし、Yは、Cらの同意がないとしてこれに応じなかったため、Xが当該預金に関する取引経過記録の開示を求めて提訴したのが本件である。

(2) 第一審・原審

第一審(東京地判平成18年11月17日金判1309号67頁)は、【5】決定を引用しつつ、「預金者の共同相続人であるXが、Yに対し上記開示を強制できると解すべき法律上の根拠はない」と判示し、Xの請求を棄却した。X控訴。

原審(東京高判平成19年8月29日金判1309号65頁)は、まず、預金契約を基本的に消費寄託契約であると性質決定しつつも、「単なる消費寄託契約にとどまらず、各種公共料金や定期的な支払金の自動支払、送金、振替、証券類の受入れ等の委任契約に基づく事務としての性質も併有し、かつ、預金者に通帳を交付する場合は、その口座で取り扱われる取引については、すべて通帳に記帳して預金者に開示し、取引経過や残額等を通帳上

明らかにすることになっているものと解される」とした。その上で、金融機関の取引経過開示義務の有無につき、開示をめぐる預金者と金融機関との利益の衡量により、「Yは、預金者から取引経過の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなどの特段の事情のない限り、上記のような性質を有する預金契約に付随する義務として、信義則上、預金取引経過を開示すべき義務を負うものと解すべき」と判示した。次いで、預金者の共同相続人の1人が単独で取引経過開示請求権を行使するかという点につき、「預金債権のような金銭債権は可分債権であるから、各相続人は、相続の開始により、相続分に応じた割合で預金債権を分割承継し、直ちに単独でこれを行行使することができる」ため、「相続開始後は、各相続人は、その相続分に応じ、それぞれ単独の預金者として金融機関に対し預金債権を有し」、その結果、「単独の預金者である各相続人は、……預金者として、金融機関に対し、預金残高のみにとどまらず、自己の預金に関する取引経過の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負う」。また、「各相続人の有する預金に関する取引経過には、相続開始前、すなわち、被相続人が預金者であった当時の預金に関する取引経過が当然に含まれるから、結局、各相続人は、金融機関に対し、被相続人名義の預金について取引経過の開示を求める請求権を有すると解すべき」として、第一審判決を取り消し、Xの請求を認容した。Y上告受理申立て。

上告受理申立て理由は、①付随義務・委任契約的要素・信義則のいずれを論拠としても、一般的な取引経過開示請求権は認められないこと、②預金者のプライバシー保護・金融機関の守秘義務の観点から、共同相続人の1人が単独で取引経過開示請求権を行使することは認められないことを主たる内容とする。

(3) 最高裁判旨

上告棄却。

「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金 of 受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法645条、656条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるということが出来る。

したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。

そして、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。

Yは、共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主張するが、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである。なお、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられるが、Xの本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない。」

3. 預金契約の法的性質と取引経過開示請求の発生根拠

(1) 問題の所在

預金者の取引経過開示請求をめぐる問題については、そもそも預金者に取引経過開示請求が認められるか否か、また、認められるとしてもその法的根拠をどこに求めるべきであるかという点から、既に様々な見解が示されている。これら取引経過開示請求の可否・根拠をめぐる議論は、共同相続が絡んだ局面をも念頭に置き、また、具体的な請求における開示内容・範囲をめぐる問題に対しても影響を及ぼしている。

取引経過開示請求の可否・根拠を問う場合、その出発点に位置するのは、預金契約の性質決定⁴についての議論であった。具体的には、預金契約が本質的に消費寄託契約たる要素を有する点については、大方の一致が見られるものの、取引経過開示請求との関連において重要なのは、預金契約が消費寄託契約の性質しか持たないのか、それ以上の何らかの要素が付加されるのかという点である。以下では、預金契約の法的性質と取引経過

4 問題点の所在につき、近時の文献として、澁谷彰久『預金口座と信託法理』（日本評論社、2009年）25頁以下、織田博子「預金契約」NBL925号（2010年）109頁以下を参照。

開示請求の発生根拠との関係を整理しつつ、従来の議論を概観する。

(2) 取引経過開示請求の発生根拠をめぐる諸見解

1) 預金契約を消費寄託契約 (のみ) と位置付ける見解

預金契約の法的性質を消費寄託契約 (民法587条) のみであるとし、それ以外の他の典型契約要素を帯びない⁵とする見解である⁶。基本的にこの見解に従っていると見られる場合にも、取引経過開示請求を認めるか否かに関しては、更に立場が分かれている。

(a) 否定説

取引経過開示請求を基礎付ける法的根拠は存在しないと解する立場である。具体的には、消費寄託契約たる預金契約は消費貸借の規定が準用され

5 なお、預金契約の投資・資金調達面をも重視することで、その法的性質を消費寄託契約のみではなく消費貸借契約に引きつけて理解する立場も存在するが (末川博「銀行預金に関する若干の問題」同『民法論集』〔評論社、1962年〕167頁以下)、このように理解することの主眼は、返還時期に関する扱いを消費寄託とは異にする点にあり、本争点とは直接の関連を有さないため、本稿ではこの見解を独立して取り上げることはしない。

6 取引経過開示請求の可否という視点からではなく、一般的な形で預金契約の法的性質を述べている文献における伝統的理解である。例えば、我妻栄『債権各論中巻二 (民法講義V₃)』(岩波書店、1962年) 729頁、西原寛一『金融法』(有斐閣、1968年) 79頁、加藤一郎監修吉原省三編『現代銀行取引法』(金融財政事情研究会、1987年) 125頁〔川田悦男〕、西尾信一編『銀行取引法〔第2版〕』(法律文化社、2004年) 36頁〔西尾信一〕など。なお、「預金契約」として包括的にその法的性質を論じている場合、その性質が預金の種類に応じて相違するの否か、必ずしも明らかではない。恐らく、そこでは預金契約の主たる性質を述べているに過ぎず、個々の預金の種類に応じて他の要素が混入することを排除する趣旨ではないであろう (少なくとも、当座預金において委任要素が全く存在しないことを主張するものではないと思われる)。

るが、そこでは委任契約における報告義務のような規定はなく（民法645条の準用はなされない）、かつ、預金約款にも開示を定めるような規定は存在しないことが理由とされる。この点を明確に示した判決としては、【6】判決（本件第一審）の他に【1】判決がある。【1】判決は、「預金契約に関する被告〔引用者注：金融機関〕の総合口座取引規定……、通帳式自動継続自由金利型定期預金規定……には、被告が預金口座の取引明細を開示する旨の規定は存しない。また、預金契約は消費寄託契約と解されるところ、消費寄託契約につきその種の義務を定めた規定は存しない。銀行法その他法令をみても、原告〔引用者注：預金者の相続人〕が主張する義務を定めた規定は存在しない。」と判示した。なお、實際上、金融機関が預金取引経過の開示に応じている場合が見受けられるが、この見解によると、それはあくまでも金融機関のサービスに過ぎず、義務の履行としてなされるのではないとし、法的平面の問題として位置付けてはいない。

(b) 肯定説

取引経過開示請求を、預金契約に付随する義務と構成する立場⁷である。この立場によると、取引経過開示義務を金融機関に認めるとしても、それを認めないことによる預金者側の不利益（及びそれと金融機関の負担のバランス）を考慮した結果として認めるにすぎないとし、預金契約上の本来的な債務内容とはならないことが前提⁸である。それ故、付随義務を導くための根拠としては、契約（合意の擬制も含む）ではなく、信義則に見出

7 この理解に近い判決として、【7】判決（本件原審）（但し、後述するように、同判決は委任要素にも言及するため、本文（2）2）（b）のカテゴリとも位置付けられる）。学説としては、尾崎達夫＝伊藤浩一＝金子稔「相続預金の取引経過明細の開示請求に対する実務対応」金法1774号（2006年）29頁以下。合算記帳された部分に関する個別取引の開示請求について、「預金契約の内容に照らし、当然に預金契約に付随する契約上の義務」からそれを基礎付ける【3】判決もこの理解に近い。

8 森永前掲（注2）13頁。

すのが一般である^{9 10}。

2) 預金契約を消費寄託契約+ α の内容として位置付ける見解¹¹

預金契約の法的性質を消費寄託契約のみと位置付けるのではなく、そこに何らかの「+ α 」の要素があるとする見解である。ここでの「+ α 」とは、概ね、(準)委任契約(少なくとも、その要素を含む)であると理解されている。その上で、この見解によると、取引経過開示請求の法的根拠は、委任契約上の受任者の報告義務(民法645条、準委任契約においては民法656条による準用の場合も含む¹²)から導かれるという。なお、預金

9 【7】判決(本件原審)が用いた、取引経過開示請求権を認めないことにより生ずる預金者(共同相続人)の不利益と、取引経過開示請求権を認めることにより生ずる金融機関の不利益との衡量という手法は、一般論としては定型的に取引経過開示請求を認める方向に作用する判断であるが、個別的な取引事情も含みうるものとして、信義則判断に馴染む考え方と思われる。

10 なお、預金者からの取引経過開示請求に銀行が故なく応じない場合には、信義則違反とする余地は残されていると述べる立場もあるが、この立場は、取引経過開示請求を一定の場面で法的俎上に乗せるという意味で、実質的にはこちらに区分することができよう。もっとも、同じく信義則でも、この立場の信義則と本文で述べた信義則とは、その考慮要素や主張立証責任の点で厳密には異なる内容を持つものである。

11 一般論として、預金契約に委任の規定が類推適用されると説く、中馬義直「預金契約」契約法大系刊行委員会編『契約法大系V』(有斐閣、1963年)35頁以下、幾代通=広中俊雄編『新版注釈民法(16)』(有斐閣、1996年)396頁[打田俊一=中馬義直]。また、このような理解を前提に、預金契約に「財産管理契約」としての側面を見出すものとして、伊藤進「【3】判決判批」判評547号(2004年)22頁、浅生重機「預金者の取引経過開示請求権の有無」金法1700号(2004年)80頁。また、福井修「本件判批」金判1336号(2010年)27頁は、財産管理としての信託に言及し、取引経過開示請求の局面では、預金と信託とを截然と区別する必要はないとして、信託法36条に触れる。

12 本問題に関しては、委任の事務処理と準委任の事務処理とを区別する実益はないので、以下では、特に断りのない限り、準委任も含めたものとして「委任」という用語を用いる。また、同様に、民法645条を提示するときは、民

契約の法的性質をこのように解するとしても、(a) 預金契約一般に委任要素が含まれると解するか、(b) 個別的な預金の種類・業務に応じて委任要素の有無を検討するかで、更に考え方が分かれている。

(a) 預金契約一般に委任要素があり、報告義務が認められるとする立場¹³

この立場は、具体的な預金規定・条項の内容や（預金の種類などに応じた）取引形態を問題とせず、預金契約に委任要素を認める。また、その帰結として、金融機関の取引経過開示義務を一般的に承認し、少なくとも付随義務以上のものとして、それを指定する立場である。最近では、このような考え方を推し進め、預金契約＝包括的な「財産管理契約」と把握する考え方を採る立場も見受けられる¹⁴。このような立場からすると、預金契約の主たる要素が財産管理である以上、そこには当然に委任要素が内在し

法656条による準用の場合も含む。

13 宗教法人の内紛に絡んだ事件で、宗教法人（X）から罷免された住職・代表者（A）が「X・A」名義で開設したY銀行口座につき、Xがその取引経過の開示を求めたという、本件と相当様相が異なる事案ではあるが、【4】判決が（準）委任契約の要素を明記している。もっとも、ここで争われていたのが普通預金についてのみであり、また、後述（〔注26〕及びそれに対応する本文を参照）のように委任要素のみならず「付随義務」も挙げている。この見解に立つと解される学説としては、淺生前掲（注11）80頁、吉田光碩「【3】判決判批」金法1716号（2004年）18頁、水野貴浩「本件判批」判タ1298号（2009年）82頁。野村豊弘「預金取引の取引経過の開示請求について」金融法務研究会報告書『最近の預金口座取引をめぐる諸問題』（2005年）19頁以下、同「預金取引の取引経過の開示請求」金法1746号（2005年）14頁（なお、金融法研究22号〔2006年〕70頁も参照）は継続的な預金取引における消費寄託上の受寄者の義務として、その委任契約的な側面を捉え、民法645条の類推適用を主張する（但し、付随義務、信義則を根拠とすることも排斥しない）。また、吉田光碩「本件判批」リマークス40号（2010年）35頁以下も、委任契約規定の「類推」を志向し、本判決についてもこの立場と同様に理解する。

14 前掲（注11）でも示したこの立場については、後述する（注47）及びそれに対応する本文も参照。

ていると理解するものであろう。

(b) 具体的業務・個別的預金規定等に照らした結果、報告義務を認める立場¹⁵

この立場は、取引経過開示義務の存否を一概に捉えるのではなく、個々の事案の具体的取引ないし契約内容いかんによっては、委任要素をも含む余地があり、その場合にのみ、取引経過開示請求を認める立場である。この見解によると、その前提として、どの預金類型（ないしは業務）につきどのような意味で委任契約の要素を帯びているかが問題となる。

まず、①普通預金に係る業務の中でも、振込や口座振替（契約）などは一般に委任契約の要素を有するとされる¹⁶。これに対して、②定期預金に

15 【2】判決は、「預金契約関係は、委任ないし準委任類似の契約関係を含む場合もあると見る余地も皆無とはいえず、個々の事案の具体的な取引ないし契約内容いかん」によっては、純然たる消費寄託契約に止まるか疑義があるという。同判決は、本件においてはその点の具体的な立証がないと述べており、その趣旨を敷衍すると、まさに個別業務の性質に応じて開示の可否を認める理解と言えよう。その他、学説としては、定期預金に委任契約性を認めることは困難であるとする、淺生前掲（注11）80頁、桑田誠「預金取引履歴の開示請求」銀法649号（2005年）23頁、吉野内謙志「取引開示義務をめぐる裁判例と問題点」判タ1248号（2007年）51頁も、突き詰めればこの立場に分類しうる。なお、伊藤前掲（注11）21頁は、預金の法的性質は消費寄託であることを前提としつつ、「契約当事者間における契約正義の観点から」しても、預金契約に伴う本来の義務として取引経過開示を認める一方で、総合口座のような方式の預金取引については、委任ないし準委任の要素が含まれるとして、民法645条の適用を認める。預金の種類に応じて取引経過開示請求の根拠を分けて検討し、委任的要素がない預金契約についても、「本来の義務」として取引経過開示を認めようとする立場であろう（ここでは、付随義務を根拠とする見解について、明確に疑問を呈している）。もっとも、「本来の義務」の意味内容及び何故にそのように評価できるのかについては、必ずしも明らかではない。

16 例えば、全銀協編『銀行取引に係る債権法に関する研究会 報告書』（2007年）51頁以下では、「銀行取引において『委任契約』とされているもの」の

については、普通預金と異なる性質を持つと理解されている。即ち、定期預金は、一口ごとに成立する消費寄託契約であり、そもそも委任要素はないと一般的に解されており¹⁷、これは、上記(2)2(a)の立場を除き基本的に共通した理解である。また、③当座預金は、金銭の預入れ・保管に関する消費寄託契約に支払事務処理の委託契約(=当座勘定取引契約)が加わった複合的契約であり、後者は委任契約の性質を有すると解する¹⁸のが通常である。

以上の点からすると、概ね、①普通預金と③当座預金に関しては、委任要素を帯びる以上、報告義務が認められるが、②定期預金に関しては、少なくとも委任要素からは取引経過開示請求を導くことは困難と解することになる¹⁹。もっとも、②定期預金についても、現実に広く行われている自動継続特約付きの定期預金については、同特約の中に委任要素が付加されていると解するものもあり²⁰、このような理解に立つならば、取引経過開示請求が認められる余地もあろう。

内容として、預金関係では振込資金の受入れが、為替取引関係では振込・送金(外国送金)・代金取立が念頭に置かれている。

- 17 例えば、西原前掲(注6)95頁、小橋一郎「預金契約の成立」加藤一郎ほか編『銀行取引法講座《上》』(金融財政事情研究会、1976年)115頁、加藤監修吉原編前掲(注6)199頁〔川田悦男〕、木内彦彦『金融法』(青林書院、1989年)210頁、野村重信「定期預金」鈴木祿弥=竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻』(有斐閣、1983年)275頁以下。
- 18 西原前掲(注6)84頁、中馬前掲(注11)20頁以下、加藤ほか編前掲(注17)113頁〔小橋一郎〕、加藤監修吉原編前掲(注6)182頁〔川田悦男〕、木内前掲(注17)213頁以下、田中誠二『新版銀行取引法〔四訂版〕』(経済法令研究会、1990年)157頁、西尾編前掲(注6)36頁・65頁〔西尾信一〕など。また、全銀協編前掲(注16)51頁でも、総合口座取引の自動振替の特約・当座勘定取引における手形、小切手の支払の委託が委任契約として挙げられている。
- 19 浅生前掲(注11)80頁、桑田前掲(注15)22頁。この点から、須磨美博「判批」銀法710号(2009年)19頁は、本判決の理解だと定期預金についてまで委任要素が含まれるとして、本判決を批判する。

(3) 本判決の判断と問題点

取引経過開示請求の前提問題として、本判決は、預金契約の性質決定につき、預金取引一般に委任契約の要素があると捉えた。これは、基本的に上記(2)2(a)の理解と同様の構成を採用したものと思われる。本判決が示した預金契約の性質決定に関する判断は、取引経過開示請求の可否という個別の問題を超えて一般に妥当すると解せられるが、その意味内容は如何なるもので、問題とされるべき点はないのか。この点について、以下検討する。

1) 委任の報告義務の趣旨に鑑み果たして妥当であるか

第一に、本判決は、預金契約に委任契約の要素があると判断した上で、取引経過開示請求の法的根拠を民法645条に見出している。この点、本判決の評釈の中には、同条を、受任者の事務処理が適正になされているかをチェックするための規定であると捉え、それにもかかわらず、ここでは被

20 福井前掲(注11)27頁。しかしながら、自動継続特約は、委任契約というよりも預金契約の一部となっている特約に過ぎないと最高裁は解している(最判平成13年3月16日判時1747号93頁)。そうすると、特約部分について委任要素があるからと言って、定期預金契約全体が委任要素を帯びることはない結論付けることも可能である。以上と異なり、近時の定期預金は普通預金と連結した取引であることから委任要素を認めるものとして、浅生重機=潮見佳男=濱田広道=三上徹「<座談会>預金者の取引経過開示請求権に係る最高裁判決が金融実務に及ぼす影響」(以下では、「座談会」と略記する)金法1871号(2009年)10頁〔浅生重機発言〕。また、吉岡伸一前掲(注3)36頁は、定期預金の中にも積立定期預金のように毎月残高に移動がある定期預金もあることを指摘した上で、預金の種類によって区別することの意義やその基準についての疑問から、区別をしない本判決に肯定的である。しかしながら、仮に積立定期預金には委任要素が含まれるとしても、そこから通常の定期預金についてまで一般に委任要素があるという趣旨であれば、それは論理の飛躍であろう。

相続人や他の共同相続人（いずれも委任者側）の行為をチェックする目的で同条をその手段として用いており、それは同条の本来の趣旨から外れた使い方であるとの指摘がある²¹。即ち、本件事案において、共同相続人の1人であるXは、同条が想定するのとは異なる目的の下で開示を求めており、それは報告義務規定の目的外利用に当たるといえるわけである。

このような問題意識からは、委任の報告義務を定めた民法645条の意義や機能について、改めて検討する必要があるとも言える。確かに、同条の趣旨は、受任者の事務処理につき、委任者がその途中ないしは終了後に、受任者の事務処理内容を把握することで、受任者が義務を尽くしているか否かを確認し、場合によっては改めて指示を行うための規定である²²。その意味では、受任者の事務処理が適切になされているか、換言すると、不完全履行と評価されるような受任者の行為が存在しないかを把握するための手段として、受任者に当該義務が課されているのであり、それは第一義的には委任者の利益のためのものである²³。しかし、同条に基づく報告義務が、上記目的に適った場合のみにしか発生しないと解する必然性は存しない。また、それ以上に、委任者が報告を求める動機は様々な要素が絡み

21 水野前掲（注13）82頁を参照。本判決の上告受理申立て理由も同様の指摘をする。

22 幾代＝広中編前掲（注11）237頁〔明石三郎〕。

23 この点については、本判決も同様の指摘をしている。しかし本判決は、「金融機関の事務処理の適切さについて判断する」とことと「預金の増減とその原因等について正確に把握する」ことを並置しているために、その趣旨が分かりにくくなっている。というのも、両者は同じレベルのものではなく、前者は後者の目的として位置付けられるという理解も可能だからである。このように解すると、金融機関の事務処理の適切さ判断以外の目的で預金の増減とその原因の把握をすることが認められるかという問題が設定されることとなる。しかし、本文でも述べるように、前者を強調することは必要でなく、また実際上も意味がないように思われるため、本判決もその文脈で理解すべきである。委任の報告義務の趣旨に関しては、岩藤美智子「ドイツ法における報告義務と顛末報告義務（4）」彦根337号（2002年）113頁以下も参照。

合っているのが通常であり、上記目的のみに該当するか否かは截然とは区別できないであろう。本件においても、Xは、A・B及びCらが預金を引き出していないかを確認する目的でYに取引経過についての報告を求めたものであろうが、その中には、YがXの法定相続分を超えてCらに払戻しを行っていないか、即ちYの預金管理に不適切な部分がなかったかを確認する意味も当然に含まれていると思われる。これら目的の間に明確な線が引けるとは思えず、両目的は連続線上で捉えるべきではなかろうか。従って、仮に民法645条の趣旨とは全く異なった目的で委任者が金融機関に対し取引経過開示を求めた場合があればともかく²⁴、本件のような事実関係においては、この点に拘泥する必要はないであろう。

2) 委任要素の分析提示という手法の可否

第二に、本判決は、預金契約が予定する金融機関の個別業務を分析し、その中の「振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等」から委任要素を見出している。しかしながら、個別的な業務内容から委任要素を見出すという分析的手法を採る以上、委任要素に該当するとして抽出された業務に対応する限度においてのみ、民法645条が及ぶという理解の方が素直ではなかろうかとの疑問が生ずる²⁵。この理解に基づくと、被相続人ないし事実上の通帳管理者（通常は共同相続人の中の1人であろう）による単純な預入れ・払戻しといった事項については、それが振込・振替などに関連しない限り、そこに委任要素を直接

24 もっとも、そもそも委任者が取引経過開示を求めた意図が明確に認定される場面は少ないであろう。仮に民法645条の趣旨と全く異なった意図で取引経過開示を求めている場合があるとしても、それは、事実上は、金融機関を困らせるためだけであるなど、何らかの許害的な意図がある場面のみではなかろうか。そうすると、むしろ、後述する取引経過開示請求の権利濫用の可否という問題の一環として捉えれば足りると思われる。

25 このような問題意識につき、森永前掲（注2）13頁以下、織田前掲（注4）113頁。なお、上告受理申立て理由にも同様の指摘がある。

に認めることはできず、この点についての開示請求はむしろ認められないとの帰結に至るのではなからうか。

この点、【4】判決は、「預金の預入れ及び払戻しは、消費寄託契約に基づくものであり、その他の取引については、消費寄託契約に基づく預入れ及び払戻しと一体となった（準）委任契約に基づく事務としての性質を有している」という預金契約の性質を述べる。その上で、分析提示手法にかかる問題点を意識した後、「（準）委任契約に係る部分のみを抽出して、民法645条……に基づく報告を行い、それ以外の部分は報告を拒否することにつき正当な利益を有するということは通常考えられない。また、預金者においても、出納事務のみを抽出した報告では、その結果、預金残高がどのように変化したかを容易に理解できなくなるのであって、預金者の一般的な期待に沿うものとも言い難い」として、預金契約に関する全ての取引について、その経過開示請求を認めた。同判決は、分析的把握の限界を認めつつ、足りない部分を「正当な利益」や「一般的な期待」といった実質的根拠から補い、預金全体についての取引経過開示を認める方向を採用した判断と理解できる。一つのありうる方向ではあるが、しかし、かかる考え方に立つと、預金契約は委任要素を含むということの意味が希釈化され、実質的根拠が妥当しない例外的事情が存するか否かなどを金融機関は考慮せざるを得なくなり、処理の画一化がなされにくいという難点を抱えてしまう²⁶。また、理論的にも、上記実質的根拠による開示範囲の制限と

26 【4】判決では、委任要素を挙げたにもかかわらず、「預金契約に付随する義務として、出納事務に限らず、その取引の全体について開示すべき義務がある」と述べ、最終的には付随義務構成に拠っている。そうすると、そもそも委任要素を挙げる意味があったのかという疑問も浮かぶことになり、そこを措くとしても、委任要素についての説示は、結局は取引経過開示請求を認めるための補強的論拠に過ぎなくなってしまうのではなからうか。また、【7】判決（本件原審）も、預金契約に委任要素を見出しつつも、「利益の衡量」から、預金取引全体についての開示を認める立場であり、その法的根拠を、委任要素に加え、「信義則」にも見出すという、分かりにくい判示を行って

権利濫用法理との関係が明確ではなくなってしまう恐れがある。

これに対して、本判決は、実質的根拠を述べることなく委任要素のみから取引経過開示を基礎付けているため、上記【4】判決とは異なる枠組みに立脚しているのは明白である。しかし、個別業務における委任要素のみによる基礎付けから預金口座の取引経過全般についてその開示を認めるのは飛躍があるように思われ、ここでのズレをどのように埋めるか、そのための中間論理として何を介在させるかが問題とならざるを得ない。しかも、本判決の判旨は、普通預金や定期預金といった預金の種類を特に論ずることなく、預金契約一般に委任要素があるとも理解できるため²⁷、ますますこの点が問われよう。

いる。この点、上告受理申立て理由においては、原審の理論構成につき、取引経過開示請求を認める法的根拠を付随義務と信義則との双方に見出し、個別的事情により例外的に認めうる信義則と、主たる義務の実現に奉仕するために一般的類型的に認められる付随義務とを並列することの不明確さを指摘する。もっとも、ここでいう付随義務とは、義務間の位相を示すために、主たる義務（給付義務）の対置概念として用いているのであり、法的根拠のレベルの問題ではないであろう。なお、「……の付随義務として、信義則上」という用い方は、最高裁においても見受けられる。古くは、安全配慮義務を一般論として認めた最判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁。また、本稿との関連では、「特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべき」として貸金業者に取引履歴開示義務を認めた最判平成17年7月19日民集59巻6号1783頁が重要である。

27 関沢正彦「本件判批」金法1865号（2009年）13頁以下、前掲（注20）「座談会」10頁以下〔潮見佳男発言〕、森永前掲（注2）13頁などが、本判決の一般的な特徴として挙げている。

(4) 考察

1) はじめに

本判決は、預金契約の取引経過開示請求を一般的に承認する前提として、預金契約に委任要素を認めることを明らかにした。この点が、本判決の第一の意義である。しかし、取引経過開示請求を認めるために、果たして、判旨のような形で、委任要素に言及する必要があるかについては、更に検討する余地があると思われる。そもそもいかなる契約類型においても、その履行において基本的に人の行為が介在する以上、多かれ少なかれ委任契約の要素がそこに伴っていると解することも不可能ではない。そのため、契約の性質決定の問題として、ある契約に「委任」要素を認め、その帰結として委任契約規定上の諸義務を導くことは、優れて規範的な判断である。かかる判断をどのように理由付けるかは、一つの問題であり、それは説明としての巧拙のみならず、本判決の射程にも影響を及ぼすこととなろう。ひいては、預金契約の構造をどのようなものとして観念するかという点にも繋がる問題である。

そもそも預金契約に取引経過開示請求を認めない見解（前述（2）1）（a））を措くと、その法的な基礎付けは、既述のように、委任要素からそれを導出するか否かで大別される。また、それを肯定する立場は更に2つに分かれ（前述（2）2）における（a）と（b））、否定する立場は取引経過開示義務を付随義務と構成する（前述（2）1）（b））。しかし、いずれの見解においても、取引経過開示請求を認める根拠について、未だ必ずしも十分に論じられていないように思われる。以下では、疑問点を提示しつつ、この問題をどのように解すべきかについて、若干の考察を試みる。

2) 付随義務構成を採る見解に対して

まず、預金契約上の付随義務として取引経過開示請求を認める見解（前述（2）1）（b））に対しては、そもそも付随義務としてそれを観念するこ

との意味が問題となろう。第一に、従来の付随義務論との整合性に関する点が挙げられる。即ち、従来、付随義務とはあくまでも給付価値実現に奉仕するための存在としてのみ位置付けられてきたところ、取引経過開示請求が預金契約上の給付義務である預金払戻し等の実現のための義務といえるかという疑問が呈されている²⁸。これを本件に当てはめると、預金契約を消費寄託契約とした場合、受寄者の主たる義務は寄託物(本件では金銭)の返還にあるところ、取引開示請求は主たる義務を履行するための手段、即ち払戻請求の手段とは位置付けられないのではないかという疑問である。第二に、付随義務を挙げる見解は、その実質的根拠として、金融機関側の不利益の不存在を指摘しているが、不利益が存在しなければ一般的に情報提供をすべき義務が認められるという理解であるのか、不利益以上の何らかの実質的根拠が更に求められるのかについては、明確ではない。契約締結前の規律であるが、消費者契約法3条が努力義務に留められた点に象徴されるように、情報提供義務が取引一般の義務としては認められていない以上、取引経過開示請求の可否に関する基準とその正当化根拠を深く検討しなければならないであろう²⁹。

3) 預金の種類に応じた分類

このように、付随義務として取引経過開示請求を認める立場には、なお検討を要する点が数多く存在する。これらの問題を考えるための糸口として、まずは預金の種類に即して個別的に検討するのが有用であろう。この

28 関沢前掲(注27)12頁。なお、Yの上告受理申立て理由にも同様の指摘があり、払戻請求と取引経過開示請求は、「その本質を異にする」と述べる。

29 例えば、金融機関の不利益の不存在以外に、金融機関の専門性(いわゆる専門家責任)などが、法的基礎付けのために援用されるのであろうか。もともと、専門家責任自体の根拠とその内容が十分に議論されているとは言い難く、それ故、そこから取引経過開示を導くためにはなお詳細な検討が必要とされるであろう。

ことは、前述（2）2）（b）の理解が示すように、少なくとも①普通預金と②定期預金では、契約構造や契約上の給付内容が異なっていると解される点からの帰結である。上記いずれの立場も、契約内容との関連で付随義務や委任要素を見出し、取引経過開示請求を認めるか否かを導いている以上、考察の出発点としては、やはり預金の種類から明らかとなる性質の違いを無視することはできないと思われる。以下では、便宜上、②定期預金から論ずることとする。

まず、②定期預金について。定期預金にも様々な種類があるが³⁰、単純な定期預金については、同一の定期預金通帳に何本も定期預金で作成される場合であっても、預入れごとに消費寄託が成立し、預金債権も個々の消費寄託について独立して存在し、口座に合一されることはないと観念されている³¹。このような定期預金では、本件のような問題につき、「預入れの事実と金額、利率などの契約条件を説明する」ものにとどまり、これは、「取引経過の開示という範疇の問題ではなく、権利の存否および内容の説明」であって、「契約に伴う当然の義務」とする立場がある³²。従って、この理解に拠ると、定期預金に関しては、「権利の存否および内容の説明」を義務として導く途が開かれてくる。もっとも、当該義務の根拠を合意から基礎付けうる「契約に伴う当然の義務」と捉えるか、それとも合意外の規範から基礎付けうる信義則上の義務と捉えるかは、なお議論の余地がある。ここでは、取引経過の開示を契約内容との関連で直接に基礎付ける可能性があること、及び、その実質的根拠を指摘するにとどめたい³³。

30 特に積立式定期預金などについては、本文に示したのとは異なって、むしろ普通預金に近似しており、比較的委任要素が見出し易いのではないと思われる。いずれにせよ個別の預金種類ごとに応じた検討が必要であるが、差し当たり、本稿では一般的な（モデル型としての）定期預金を念頭に置いて検討する。なお、貯蓄預金・通知預金・別段預金など、その他の預金の種類に応じた検討も、本稿では、割愛せざるを得ない。

31 加藤ほか編前掲（注17）115頁〔小橋一郎〕、須磨前掲（注19）19頁。

32 浅生前掲（注11）81頁。

次に、①普通預金などの流動性預金³⁴に関しては、その法的性質をめぐる争いとは別に³⁵、預金契約の構造把握について、伝統的な理解と近時の理解との間でニュアンスの差異が生じている。伝統的には、普通預金は、預入れ・払戻し方法につき金融機関との間で契約が結ばれ、預け入れられた金額は既存残高と合算された一個の債権として扱われる、一個の継続的・包括的契約と定義されてきた³⁶。これに対し、近時は、最初に口座開

33 もっとも、この立場では、「権利の存否および内容の説明」の範囲を確定することが先決となり、その範囲から外れた部分に関する取引経過の開示を観念する必要があるならば、契約上の当然の義務（ないしは信義則）以外からの法的基礎付けを迫られることになる。しかし、基本的に預けた金銭が固定される単純な定期預金に関しては、そのような必要が認められる局面が存在するのかが疑問であり、範囲確定の問題に収斂されるのではなかろうか。

34 以下では①普通預金を中心に論ずるが、流動性預金といった性質を基点に据える以上、③当座預金についてもこの理は当然に妥当と思われる。というのも、当座預金契約は、個々の当座入金ごとに成立するが、入金された金額が既往のものとは一体化し、預金残高を債権額とする一個の預金債権が存在すると理解されている点（加藤ほか編前掲〔注17〕113頁〔小橋一郎〕、田辺光政「当座勘定取引契約の法的性質」鈴木祿弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻』〔有斐閣、1983年〕158頁）については、①普通預金と変わらないからである。もっとも、③当座預金については、資金決済の手段としての約束手形や小切手との関係で特殊性があり、また、総合口座などの形態も存在する以上、それら特性に応じた考察から、更に取引経過開示義務の法的基礎を見出す可能性は残されている。

35 なお、以下で示す「枠契約」的理解と、契約の性質決定論とは、同じ平面上の問題ではなく、後者の上位分類として前者があるという関係に立つ（中田裕康『継続的取引の研究』〔有斐閣、2000年〕94頁〔脚注64〕を参照）。従って、「枠契約」的理解の下で、その性質を委任（を含む）と捉えることは、何ら背理するものではない。

36 我妻前掲（注6）742頁など。また、幾代＝広中編前掲（注11）396頁〔打田俊一＝中馬義直〕も参照。もっとも、伝統的な理解に立脚しつつも、木内前掲（注17）163頁（脚注7）は、③当座預金・①普通預金などの継続的預金につき、「新たな預け入れごとに要物的消費寄託契約が成立し、……その契約連鎖が外形的には一つの包括的・継続的契約となっているとみるべき」と理解する。このように見ると、「外形」をどのように解するか次第である

設契約（基本契約としての預金契約）が締結され、将来に向けて預入れ・払戻し・各種振替・振込などの個別行為があった場合、金融機関は当該口座に対して個別行為にかかる処理などを包括的に行うことが想定され、その後、各々の預入れ・振込などの預金契約（個別的預金契約）が締結されるという構造を有すると指摘されている³⁷。即ち、この立場に拠ると、普通預金についての契約を、「枠契約」（基本契約）と個別契約との二層構造を有するものとして理解する。また、いずれの立場によっても、普通預金の場合、個別的預金契約の成立要件は、どのような形で口座に出入金するかに応じて若干異なっていることが指摘されている³⁸。例えば、通説的理解によると、窓口経由での預入れ（店頭入金）においては、金銭の交付後に計数確認を行った上で金額を特定し、その金額を預かる旨の意思表示がなされた時点で預金契約は成立するとされる。また、現金自動預払機（ATM）経由による預入れ・払戻しは金銭の交付により成立し、入金記帳はその結果を示すものとされる。これに対し、振込の場合、交付後の金融機関の内部処理である預金口座への入金記帳行為に法的意味が付与され、

が、伝統的な理解と近時の理解とは矛盾するとまでは言えず、近時の理解は、むしろ伝統的理解を理論的に洗練したものと言えるかもしれない。

37 「枠契約」と称するかは別として、預金契約につき、かかる理解に立つものとして、森田宏樹「振込取引の法的構造—『誤振込』事例の再検討—」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）170頁以下（以下、「法的構造」と略称する）、同「流動性預金『口座』契約とは何か」金判1290号（2008年）1頁（以下、「口座契約」と略称する）、中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務研究会報告書『最近の預金口座取引をめぐる諸問題』（2005年）25頁以下（なお、金融法研究22号〔2006年〕75頁以下も参照）、澁谷前掲（注4）32頁以下、今井克典「預金債権の成立の法的構成」名古屋大学法政論集232号（2009年）33頁以下、織田前掲（注4）114頁以下。また、「民法（債権法）改正検討委員会」の「債権法改正の基本方針」における提案においても、「枠契約」として理解する旨が解説されている（民法〔債権法〕改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針 V』〔商事法務、2010年〕222頁）。

38 本文における以下の記述の詳細については、今井前掲（注37）33頁以下。

それが契約の成立を画する基準となると解されている³⁹。ところで、預金の取引経過の記録は、本来、入金記帳の結果を預金通帳等へ反映させたものである。そうすると、入金記帳は、預入れの場合には金銭の交付により成立した個別的預金契約の内容を証明するものであり、振込の場合には入金記帳が個別的預金契約の契約成立要件であると共にその記録はやはり契約成立の証明（証拠証書）と言えよう⁴⁰。換言すると、それは、実質的には、金融機関からの金銭の預り証としての意味を実質的に有しており、債権者が債務者から弁済を受けた場合に発行する受取証書と同様の役割を果たすものと言えそうである⁴¹。また、払戻し・振替については、それは預

39 入金記帳を「自ら債務を負担する行為」として、法的な行為と位置付ける後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』（信山社、1986年）63頁以下、入金記帳に更改に準じた効果、及び、振込金返還債務の「弁済」に相当する効果を見出し、かつ、消費寄託の要物性を充たすと解する森田前掲（注37）「法的構造」144頁以下、149頁、171頁以下。後述する普通預金の構造把握に関する有力な見解によると、個別的預金契約に基づく入金記帳「行為」は、段階的交互計算や「更改の効果」をもたらす契約である以上、合意の履行行為として位置付けられるとともに、入金記帳「結果」は、同契約が成立し履行が完了したことを証明する意味を有することとなろう。もっとも、今井前掲（注37）63頁以下は、入金記帳に法的意味を付与することに反対し、顧客の振込金引渡請求権が成立した時点（被仕向銀行が振込金引渡債務を負担した時点）で預金契約が成立すると解する。具体的な時点が必ずしも明確ではないが、為替通知時点が一つの基準となるのであろうか。

40 澁谷前掲（注4）48頁は、「預金口座内の取引移動明細は銀行取引の『記帳』結果を反映した、一種の商業帳簿記録であり、その証拠能力や客観性、信用力は金融機関の正式に発行する、いわゆる残高証明書に準じた、記録性があるといえる」という。

41 あたかも売買契約において、売主が買主に対して、契約書を交付し、かつ、（納品書と共に）代金の受取証書を交付するのと実質的には相違がない。もっとも、預金の場合、金融機関への金銭交付が預金者からの弁済と扱うことはできないため、直截に受取証書として位置付けることはできない。しかしながら、振込の場合に、入金記帳を振込金返還債務の「弁済」に相当する効果をもたらすものと観念する立場（前掲注39を参照）によると、その記録の開示は、受取証書の交付に近づくものとなろう。また、このように解す

金者が金融機関に対して有する寄託物返還請求権の一部（ないしは全部）請求⁴²であり、金融機関から見れば既存の残高債権の額を減少させる（ないしは消滅させる）債務の弁済に他ならない。この場合、出金記録の預金通帳への記入は、金融機関からの支払いを記録したものであり、預金者からの受取証書の発行（を金融機関が代行したもの）と捉える余地もある。このように、金融機関が基本契約たる口座開設契約に基づき個別的預金契約を締結することを承認し、かつ、個別的な受取証書を発行する煩雑さに代えて基本的に入金ないしは出金の写しを預金通帳へ記帳するという方法を採用している以上、金銭受領とその結果としての個別的預金契約の成立・履行につき（預入れ・振込の場合）、また、金融機関が負う寄託物返還債務の弁済につき（払戻し・振替の場合）、金融機関はそれらを裏付ける証拠を提出する義務があると解せなくもない⁴³。更に、このことは、先に示した定期預金の場合との平仄からも是認できる。それと言うのも、定期預金における取引経過開示請求を「権利の存否および内容の説明」として認められる義務と構成できるのであれば、普通預金における同請求も、個別的預金契約における「権利の存否および内容の説明」と評価できるか

るならば、むしろ民法486条の類推適用として、取引経過の開示を基礎付ける方向もありうるものと思われる（但し、その請求主体を誰にするかなど、詰めるべき点はなお残されている）。

42 厳密に言うと、振替は預金口座の残高（の一部）を支払先口座に移転させる旨の新たな個別的預金契約の成立とその履行行為であり、窓口・ATM等による払戻しは基本契約に基づいた、金銭返還請求としての預金払戻請求であろう。

43 取引経過開示を求める法的基礎であるが、もちろん、普通預金規定に関連する条項が存在する場合には、同規定からもそれを基礎付ける余地が出てこよう。例えば、【3】判決は、「通帳不発行口以外は通帳を発行し、通帳不発行口においては取引明細を取引明細票に記載して交付する旨の定めがある被告〔引用者注：金融機関〕の総合口座取引規定や普通預金規定に照らし」て、取引経過開示を契約上義務付けている。しかし、通帳を発行することと取引経過開示を認めることとの関連が、同判決からは必ずしも明らかではない。

らである。仮に定期預金契約についてかかる義務が認められるならば、普通預金契約の一部を構成する契約（即ち、基本契約に基づき発生する個別的預金契約）についてそれを認めない根拠は存しないのではないだろうか⁴⁴。

4) 委任要素から基礎付ける見解に対して

まず、預金契約一般に委任要素を認める理解（前述(2)2(a)）について。この理解は、預金契約は準委任契約たる性質を備えた（包括的な）「財産管理契約」であると捉える。そうすると、本判決が委任要素として示した列挙はその具体化に過ぎず、例示列挙として以上の意味を持たないと解することになろう^{45 46}。確かに預金契約を「財産管理契約」と位置付けるならば、①普通預金や②定期預金といった預金の種類を問題とすることなく、預金契約には一般的に委任要素が含まれると解することも可能と

44 この理解に基づく、通常の預入れ・払戻しのみならず、振込・振替についても、契約上当然に取引経過開示請求が認められることになる。しかし、それは、振込・振替において委任要素を見出さないことを意味しない。振込・振替においては、契約上からも取引経過開示請求を基礎付けることができるとともに、委任の効果としてもそれが認められる余地があることを意味するだけである。従って、2つの法的基礎付けは、排他的な関係には立たないと思われる。

45 伊藤前掲（注11）184頁、前掲（注20）「座談会」10頁〔潮見佳男発言〕、織田前掲（注4）113頁以下など。

46 なお、このような発想は、「民法（債権法）改正検討委員会」の「債権法改正の基本方針」とも平仄が合う。「債権法改正の基本方針」においては、普通預金などの流動性預金につき、その法的性質を消費寄託としつつ、【3.2.11.18】において、「預金口座にかかる第三者に拠る振込みの受入れ、預金者の受寄者に対する第三者への振込み等の支払指図、その他流動性のある預金口座の利用または管理に関する預金者と受寄者の契約関係については、委任の規定が適用される」と規定を提案している。同提案は、あくまでも「預金口座の利用または管理」の解釈次第であるが、少なくとも振込み・支払指図にとどまらない広い範囲で委任規定の適用を認めるものとなっている。

なる。しかし、それだけでは、何故に預金契約を「財産管理契約」との呼称で包括的に把握できるのかについて、何も答えるものではない。こうした問題意識に対して、預金契約は消費寄託にとどまらない財産管理を目的とする契約であり、個別の業務とその性質決定に還元することができないとの答えがなされたとしても、それは言い換えに過ぎないであろう。ここでは、「財産管理契約」と評価するためのメルクマールは何か、当該メルクマールに照らして預金契約のどの部分にそのような要素があるのか、といった問題に正面から答えなければならぬと思われる。

この点、①普通預金に関して、先に示したような「枠契約」的な理解に立つならば、大枠を形作る基本契約自体を「財産管理契約」と位置付け、そこに委任要素を見出す可能性が示唆されうる⁴⁷。即ち、基本契約は、金融機関に対し口座の開設を依頼し、将来にわたる様々な形態での金銭の出し入れを、当該口座を受け皿として行うことを約束するという内容を有しており、少なくとも口座を開設するという点に関しては委任要素があると解するわけである。このような理解に基づくと、個別業務に対応する個別的預金契約の性質決定にまつわる難点を回避し、基本契約を包括的な委任契約として捉える可能性も生ずる。しかしながら、口座開設行為を広く「財産管理」という表現で纏めることに違和感があるのみならず、将来生じうる個別的預金契約についての取引経過開示を、全て基本契約の委任要素から基礎付けられるかについても疑問がないこともない。分析的な視点に立つと、（将来の預金の出し入れにかかる「受け皿」を作るという意味では、個別的預金契約との関連はあるとはいえ）口座開設に過ぎない基本契約からは、口座が真正に開設されたことについての情報開示は認められるものの、個別の預金契約が顕在化していない以上、それだけで後に生ず

47 「財産管理」との表現を用いていないが、基本契約に委任要素を認める理解として、森田前掲（注37）「法的構造」151頁以下。また、「民法（債権法）改正検討委員会」の「債権法改正の基本方針」における理解も同様である（民法〔債権法〕改正検討委員会編前掲〔注37〕227頁）。

る具体的取引につき、その経過開示まで認めるのは困難であるとも言えるからである。これは、ひいては「枠契約」における基本契約と個別的預金契約との関係性一般に繋がる問題となるであろう。

以上に対し、同じく①普通預金につき、「枠契約」的理解を採用しない立場、或いは、「枠契約」的理解を採用するもなお個別的預金契約内に委任要素を含むとする立場に基づき、振込・振替等の個別業務が財産管理に他ならないため、一般的に「財産管理契約」と称することができるというのであれば、結局それは用語の問題であり、同要素を含まない部分にまで委任契約の要素を帯びるのかという、先と同様の疑問にぶつかろう。

今までの検討から明らかなように、預金契約を「財産管理契約」と位置付ける見解は、預金契約に委任要素を持ち込むための介在物として、「財産管理」なる観念を充てたに過ぎず、その意味内容を必ずしも緻密に論じていないように思われる。同観念がマジックワードと化す危険を避けるためにも、上記問題点について更なる詳細な検討が望まれる。また、②定期預金に関しては、そもそも「枠契約」的理解を採用しうるか否かが問題となり、かつ、純粋な消費寄託を超えた委任としての「財産管理」要素が見出しうるのかという先の問題が残されたままである。

最後に、預金契約の委任要素を分析的に見る立場（前述 (2) 2) (b)）について。この見解に対する先の疑問への解決の糸口は、やはり、①普通預金と②定期預金とに分けた上で、その構造を再検討することであろう。まず、①普通預金に関しては、近時、その構造として、振込・(ATM・窓口による)預入れにおいて、入金記帳「行為」を、個々の入金(消費寄託)に対する金銭返還債務を消滅させ、それに代わって、個々の預入金を組み込んだ新たな1個の預金債権(残高債権)を成立させるものと捉える見解がある⁴⁸。また、個別的預金契約は、金銭消費寄託の要素を伴うも、それ

48 振込取引にかかる文脈であるが、森田前掲(注37)「法的構造」137頁は、預金口座を「箱」と捉え、「振込によりこの預金口座に入金記帳がなされた

とは別に、新規預入金を従前の預金債権に組み込んで1個の預金債権を成立させるという合意があり、それは、「段階的交互計算」ないしは「更改の効果」をもたらす契約と解することになる^{49 50}。こうした理解によると、残高債権の一本化という視角からは、預入れ・振込のみならず、払戻し・振替についても同様の構造として説明が可能であると思われ、新たに口座への預入れがあった場合、金融機関は法的に残高債権を一本化するための行為(＝入金記帳)を行わなければならない。そうすると、流動性預金の

ときは、その箱のなかに取り込まれた個々の債権ないし資金はその特定性を失い、一個の残高債権という別の債権の一部となってしまう……。つまり、入金または支払の記帳がなされるたびごとに、その時点における残高債権……という新たな一個の債権に『融合……』すると説明しうる」という。「債権法改正の基本方針」においても、基本的にこの理解に立脚し(民法〔債権法〕改正検討委員会編前掲〔注37〕221頁以下)、その旨の規定を置く提案をなしている。即ち、同委員会提案【3. 2. 11. 17】〈1〉では、「流動性のある預金口座において金銭を受け入れる消費寄託の合意がなされた場合において、寄託者である預金者によって預入れがなされ、または第三者によって振込みがなされたときは、受寄者が当該預金口座にその入金記帳〔入金記録〕を行うことにより、既存の残高債権の額に当該金額を合計した金額の預金債権が成立する」と定めている。

49 ①普通預金につき、森田前掲(注37)「法的構造」144頁以下、同「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人ほか編『信託取引と民法法理』(有斐閣、2003年)306頁以下・310頁以下(以下、「担保化」と略称する)、森田前掲(注37)「口座契約」1頁。③当座預金につき、当座入金・証券の支払いがあるごとに残高算出を行っている点を捉え、交互計算不可分の原則を否定した「段階的交互計算」と解する前田庸「交互計算の担保的機能について(二・完)―交互計算残高に対する差押の可否をめぐる―」法協79巻4号(1962年)435頁以下、西原前掲(注6)85頁。

50 なお、相当古くにも、預入れごとに既存の債権について更改がなされているという見解があった(小野正一『銀行取引法概論』〔嚴松堂書店、1931年〕26頁以下)。もっとも、木内前掲(注17)163頁は「技巧的な法律構成であって当事者の意思に必ずしも相応しているとはいえない」として、西原前掲(注6)93頁以下は「預金債権の目的が同種の金銭の増減にすぎないことや当事者の意思などから考えて、疑問である」として、この見解を退けている。

性質に由来する当該行為の法的性質が問題となるが、それは消費寄託からは導出しえないものである。当該行為を金融機関が行うことの合意、即ち、入金記帳を経て残高債権を法的に一本化することを内容とする合意が流動性預金には構造的に含まれており、個別の預金契約においても、その意味での委任契約の要素が存在していると言いうことができるであろう⁵¹。

以上のように、①普通預金などの流動性預金においては、一方で、基本契約において口座開設という包括的抽象的な意味で委任要素が認められつつ、他方で、個別の預金契約上も、個別の取引において残高債権の一本化について個別の具体的な委任要素が認められ（かつ、それは基本契約においても抽象的には予定されている）、この点から、金融機関の取引経過開示義務が基礎付けられると解するのが相当である。このことは、振込・振替のみならず、通常の現金による預入れないしはATMを経由した預入れ等においても同様に妥当し、ただ振込・振替に関しては、それ以外の点についても委任要素が見出せるに過ぎない。

なお、流動性預金における個別の預金契約にも委任要素を抽出しようと解する本稿の理解からすると、委任の結果としての入金記帳（及び残高債権の一本化）は、個別の預金契約の成立と同時に、その履行完了（終了）

51 かかる理解は、伝統的な普通預金をめぐる理解と、それほど矛盾するものではない。木内前掲（注17）163頁（脚注7）は、個々の預入れにつき、当該「契約の中に新たな債権を発生させる合意とともに、その債権を既存の債権と合わせて一つ一つの債権とする旨の合意および更に後発の債権とも合一する旨の合意が含まれて」と解する。このような合意に基づく銀行内部の処理として入金記帳があり、また、入金記帳を求める合意を法的に性質付けると、それは委任と捉えることが可能であろう。また、西原前掲（注6）は、普通預金につき「常に一体的な残高債権として取り扱うことが当初から予定されている」と述べているが、当事者の意思として「予定されている」内容を法的に表現すれば、それは消費寄託にとどまらず、委任までを含んでいることとなろう。田中前掲（注18）119頁も、「契約の趣旨として当事者の意思により」残高が預金債権額となるとするが、その趣旨も同様に解することができる。

を意味することとなる。そのため、かかる側面からすると、取引経過開示は、各個別的預金契約の結果報告義務とも捉える余地が生ずる。しかし、基本契約自体が終了していない以上、全体としての契約は存続しているため、個別的預金契約の履行が完了したとしても、それは経過報告義務に過ぎないと解するのが妥当であろう。

これに対し、②定期預金については、残高債権の一本化ということが観念されず、その点に関する委任要素も存在しない以上、取引経過開示を民法645条から説明するのは困難であると考えられる。そこでの取引経過開示請求の法的基礎付けは、上記のように、「権利の存否および内容の説明」として契約上当然に導き出すことができるに過ぎないと思われる。①普通預金に認められる以上、②定期預金にも認められて然るべきとの実質論は首肯しうる面もあるものの、それを法的にいかにつくることができるか、なお検討しなければならないであろう。

以上、本稿は、①普通預金に関しては、それを構成する基本契約及び個別的預金契約双方に委任要素が認められ、また、それは振込・振替のみならず、通常の預入れや払戻しにも同様に妥当することを明らかにした。この点、本判決は、委任要素に言及しているものの、それが振込入金等の特定業務に限ると理解される恐れを含んでいた。その意味で本判決の判示はミスリーディングであり、むしろ上述の趣旨に鑑みて通常の預入れ・払戻しを含めて委任要素が認められると読まなければならないであろう。また、普通預金について、本稿では、委任要素のみならず契約上の義務からも取引経過開示を基礎付ける可能性を示唆した。他方、②定期預金に関しては、そこに委任要素が認められない以上、「権利の存否および内容の説明」として直截に取引経過開示を基礎付けざるを得ないことを指摘した。この点につき、本判決は、定期預金についても普通預金と同様に委任要素から取引経過開示を基礎付ける判示を行っているが、その意味が明確ではなく、やはりミスリーディングとの評価を免れないであろう。なお、委任要素からの基礎付けと契約上の義務からの基礎付けは、必ずしも

相互に排除するものではなく、重層的に認められると考えられる。むしろここで重要な点は、①普通預金と②定期預金との特性の相違、かつ、預入れ・振込・払戻し・振替などの各個別業務の特質の差異に鑑みて、取引経過開示の基礎付けが異なっていることであろう。委任要素と契約上の義務との境界確定及び重層部分の特定がなされてこそ、次に述べる共同相続の取り扱いについても明確な指針を提示することができると思われる。